

平成 2 3 年度 第 1 回高知県人権尊重の社会づくり協議会

議 事 録

日時：平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日（水） 1 4 時 0 0 分から 1 5 時 4 5 分

場所：高知会館 3 階「飛鳥」

- 1 開会
- 2 部長挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議事
 - (1) 会長・副会長の選任
 - (2) 議事録署名人の選任
 - (3) 議題
 - ①「人権に関する県民意識調査」について
 - ②その他
- 5 閉会

開会（司会：久保人権課課長補佐）

部長挨拶（大崎文化生活部長）

委員紹介

会長、副会長選出（会長：島田委員、副会長：稲田委員）

議事進行を会長に移行

◎島田会長：

それでは規定に従いまして議事を進めて参りたいと思います。

議事の2つ目は議事録署名人の選任についてです。

議事録署名人の選任は私の方からご指名させて頂いてよろしいでしょうか。

ご異議がないようでございますので、今回の議事録署名人は内田委員さんと加藤委員さんのお二方をお願いしたいと思います。

よろしくお願い致します。

それでは続きまして議事の3、議題の1の人権に関する県民意識調査についてでございます。

事務局から説明をお願いします。

◎事務局：

- ・平成14年度調査の概要
- ・平成24年度調査の概要
- ・両年度調査の比較（主な変更点）について説明）

◎島田会長：

はい、ご苦労さまでした。

調査の目的は、多くは10年間の県民の意識の変化を把握することとこれから先々の人権施策を進めていく上での基礎資料でございましたが、そういう趣旨に照らして、この調査項目、調査表、質問等々、皆様のご意見、ご質問がございましたら、ここでお願いを致します。

◎委員：

先ほど9年前のこの意識調査の結果の説明がございましたけれども、今から9年前の結果をどうこう言うわけではございませんので、要はこの9年間、この調査結果に基づいて人権施策を推進していく上での基礎資料とするということですから、この結果が人権政策の中に、このアンケート結果のこういう部分がこういうふうに反映しましたよという説明がほしかったです。

ですからこの結果がどうこうというわけでは無いですね、9年前にやったこの結果がこういう施策に反映されまして、だからこの意識調査は有効なものでございましたという説明が、基本的にあっていいんじゃないかと思いました。

いかがなものでしょうか。

◎事務局：

施策の県全体の体系表というものは、前回、21年、22年の分で政策として一応お出しさせて頂いたと思っております。

施策体系として施策が展開しているというのは、まとめて皆さんにご提示することができますので、そういう形でご要望があれば、まとめさせていただきます。

◎委員：

この調査の内容につきまして、いろんな行政分野に渡っていますよね。

ですから、やはり、このアンケートのこの項目がこういう施策に反映しましたというようなことがわかるようなご説明の資料があれば、我々も内容がいかどうかというのを、来年調査するものの中で検討できるかなと思います。

◎島田会長：

他にどうでしょう。

◎委員：

2点ほどお伺いしたいですけど、具体的にこの意識調査という正確度の、これは数字で捉えるしかないと思います。

しかし人権問題というものはなかなか本音と建前があって、とくに同和問題等、なかなか本音を書かないような面が実態としてあるんですが、調査の結果を数字そのもので捉えているかどうか、その辺のところを加味して今おっしゃったような行政に活かしているかどうか、こういうところが調査の難しさであるし、本当の実態を知るという面でどのように受け止めるかどうかという、非常に難しい問題ですが。

それから第2点目ですけれども、これは質問ですが、外国人の問題があるわけですから、確か高知県内では今、在住の外国人が2,600か、3,000かと聞いていますが、現在何人おられるかとお伺いしたいと思います。

それから、もう1点、最後に受刑者の問題を書いています、これは僕は実態として、私などもわからないわけですから、これはどうですか。

一般の質問をしてもですね、ほとんどの人が、とくにプライバシーの侵害だとか、最近はそういうことを言わない、保護者とか、保護司だとかそういう人は知っていると思うんですけれども、一般県民は誰がどうであるとか、これは概念にすぎないと思いますね。

実態というものが反映できないのではないかという懸念があるんですけれども、この辺のところ、全体を読んで少し疑問に感じますので、答えられるところだけで結構ですので、お願いしたいと思います。

◎事務局：

正確度、実際に本音で語って頂いているかということは、我々としてもそこところはそうだと言えるものでは、正直ございません。

ただ、私どもとしましては、前回、平成14年、こういう形で調査を致しまして、初めて今回対比できる2回目の調査ということになりますので、ぜひそれは、数字的にどういう数字になるかわかりませんが、比較させて頂きたいとは私どもの本音でございます。

それから外国人については所管課に。

◎事務局:

文化・国際課でございます。

お尋ねの２点目にございました県内における外国人居住者の数についてお答えを申し上げます。

データの時点でございますけど、平成２２年１２月３１日現在が私の手元にあります、最新のデータでございます。

県内には６５カ国、総数で３，５４１人の外国人の方が暮らしていらっしゃいます。

国籍別に申し上げますと、中国籍が１，４２６人、最も多くいらっしゃいます。

次が韓国朝鮮籍の方、これが６５５人でございます。

その次がフィリピン籍、５４９人、インドネシア籍が２３５人。

年度別の、だいたい上位４つの国、地域を申し上げましたが、全体の数の推移としましては、平成１６年を境に年々減少傾向にありましたけれども、平成２１年暦年でございますが、この年には４６人の増加、ただ２２年には再び８４人の減少というふうな動きをしております。

だいたい外国人の数については以上でございます。

◎事務局:

それから刑を終えて出所した人の問題でございますが、私どももこの設問項目というのは、国の設問項目を、前回１４年のときに関心のある話題かどうかをお聞きして、今回初めて個別の質問項目としてかまえました。

だいたい、国に準拠させて頂いたような形になっております。

もし、身近に刑を終えて出所した方がいないという回答者がおいでになれば、わからないという方が増えて来るのではないかと考えておりますけれども、ここのところではその辺りで判断するしかないかなと思っております。

それと後、刑を終えて出所した人の支援組織について、所管課から説明させていただきます。

◎事務局:

地域福祉政策課の井澤と申します。

まずどれくらいいるのかという部分で申しますと、高知刑務所の方に入所されている方が平成２３年１０月末現在の状況ですけれども、３７０名。

高齢または障害者の方の数としまして、８８名、その内、受入れ先が無いと、退所後、出所されても受入れ先が無いといった方が３３名いるということでございます。

これまでの実績で言いますと、毎年そういった受入れ先が無い方が退所されているわけですが、高齢者や障害者の方で。

平成２１年度が１０名、平成２２年度が１６名いらっしゃるということをお聞きしております。

そうした方々への支援福祉、支援の拠点としまして、今年６月に地域生活定着支援センターを設置しております。

ここでは先ほど言いました受入れ先のない方で、本人が同意をした方、支援を受入れるということを同意した方を対象に支援をしていくということになりますけれども、そのセンターでの主な業務としましては３つあります。

１つ目は強制施設退所後、受入れてくれる施設のあっせん、それから必要な福祉サービスにつなげるための申請手続き、これがまず１点です。

２点目としましては、地域に定着して本人や、施設入所された後のフォローアップをしていくと、これが２点目です。

それから３点目は入所している段階からの本人の相談とか、それから家族の方、関係者の方からの相談の対応と、そういったことをしております。

６月から設置しまして、これまでコーディネートの部分ですが、３名の方をコーディネートしております。

コーディネートして施設に入ったり、それからアパート等に入居した後のフォローアップについては、今１人の方を支援しております。

もう１人の方は県外の方に行かれるということで、そちらの方のセンターに引き継ぎをしているところです。

それと後、相談の件数としましては、これまで家族や本人の方から、７名の方から相談がっております。

以上、活動の状況はこういったところです。

◎島田会長：

よろしいですか。

◎委員：

別の委員が、ダブルスタンダード、統計の中でもけっこう、訊か

れている項目どうしによって、同和の結婚問題とかそういう感じがしましたけれども。

もう一つは、受刑者の方をおっしゃったので、2年ぐらい前のことなんですけど、法務省の方針で、刑務所がいっぱいになったので、覚せい剤とか薬物関係の人を外に出すという話がありまして、県内の受刑者だけではありませんので、よその県の受刑者が高知に入っている場合もたくさんあります。

出て来るといっているので、保護司さん、どんな人が薬物をやっている人だといっているので、えらい格好してるんじゃないか、ということで、少し騒ぎになって、薬物のパーソナリティ等を訊きたいということで、研修会を1回ここでやったことがあります。

そういうふうにより政策によって、大量に同じような刑の人が出て来る可能性があるので、そうすると、わからないと不安になるということがあろうようです。

重箱の隅をつつくようですけど、エイズ、H I Vについては、ほとんどの患者さんのカウンセリングを高知大学医学部で行っておりますので、なんか、実態と意識調査の設問がかなりずれているような気がします。

一応、H I Vの問題は自殺の家族と一緒に、外になるべく出さないようにという家族の方も世間を恐れているようなことがありまして、例えば高知にありましたよね、最初のころに、高知大学医学部で子どもを産んだという事件がありましたが、この女性は親から勘当と、墓に入れないということをされまして、ずっと親との関係で悩んでいて、それが子どもの成長にも影響して、思春期問題を起こして、お子さんが子どもを産む可能性が続いてあります。

ただ、H I Vの感染者のほとんどが同性愛者、同性愛の問題がからんでいます。

カミングアウト、親との、家族をどうフォローするかということがたいへんな問題になりまして、例えば、自衛隊員の同性愛者でエイズの患者さんがやって来るわけですが、同性愛については、何となく雰囲気では隊員の方は皆わかっている、官舎から出されて、いろいろな訓練を他の隊員と混じってはやらなくなる、何となく気をつけていますけれども、エイズについてはなかなかカミングアウトできないと、仕事が失われるのではないかと、これ以上。

そういう世間、診療の拒否とかということ以上にしんどくなる、世間に対する患者さん自身の恐れとか不安があるような気がします。

◎島田会長：

お尋ねの中で、H I Vについては質問と実態が噛み合っていないじゃないかと。

◎委員：

世間の見方はそうだと思いますけれども、H I V感染者本人は、確かにちょっとした怪我で近所の病院に行くときは非常に気を使うとか言わないといけないので、ストレスがあるんだと、わざわざ遠くのかかりつけの病院に行くことが多いということもありますけれども、その辺りについては医療関係者に知られることは不安はないところです。

しかし、家族に打ち明ける際とか、家族関係が壊れることについて、壊れて孤立感を、孤独感を強めて困っている患者さんが多い。

◎島田会長：

ご本人についての差別観云々といった。

◎事務局：

頂いたご意見で、こちらの方でまとめさせて頂いて、どういう形にするかというのは最終的に皆様のお手元に配らせて頂きます。

◎委員：

自分がなったときにどう思うかというようなことを入れてみたらどうでしょうかね、家族にカミングアウトするときに。

◎島田会長：

はい、他に。

◎委員：

子どもの権利のところなんですけれども、この質問自体が平成14年度と今回同じようなものをして、どう県民意識が変わってきたかを見るというのが調査目的ということですが、調査をして、どういう施策をしていったらいいのか参考になるような設問もできたらいいかなと思っています。実は1週間ぐらい、ミュンヘンに行ってきたんですけれども、そこで子どものまちづくりへの参加というのがどうなっているかを調査してきたんですけれども、この中で

の子どもの人権に関して言えば、虐待とか、そういう深刻なこともあるんですけども、子どもは調査の対象で、自分がアンケートに答える対象にはなっていない。子どもがまちづくりへ、自分たちの思いや意見が政策に活かされているかどうか、まちづくりへの参加ができるということが保障されるということが実は重要なのではないかなと思っています。子どもが感じる子どもの権利というのは社会へ子どもが意見を言えるかどうかだと思うんです。

ただ、大人と同じようにきちんと言葉として言えるわけではないので、大人側のサポートは要るかなと思うんですけども、そういうふうな社会への参加ということが経験になって、大人になっていく。それが本当に公の人として、社会への参加ということになるんじゃないかなと。

それが言ってみたら、人権を大切にすることにつながっていくんじゃないかなと思っています。

対象者が、サンプル数が3,000人ということ、無作為で抽出してということになるので、先ほどおっしゃられたみたいに、ダブルスタンダードではないですけども、外から見た、例えば、この立場の人たちはこういうことに困っているだろうと思ってやるアンケートの結果と、それから自分、例えば子どもとして、例えば外国の人として思っていることとは若干違う面があるかもしれないなという気がしました。

それは子どもに関してもそうかなという思いもしているので、調査対象はあまり広げ過ぎてもたいへんなことになるかもしれませんが、24年度調査した後の10年、その10年の中にいかに県の施策として対象となっている人たちにどのような施策をしていくのかということをもっと細かに検討していく必要があるんじゃないかなと思っています。

これから今後の10年、次の調査に行くとき、一体県の施策は効果があったかどうかというのが問われるということになると思います。

だから、どんなものがあつたらいいですかということで、何10パーセントでしたということではなくて、もう少しこれから発生して細かな人権への対応ができる、そういうところに視点が発生していくアンケートになってもらったらと思っています。

◎事務局:

それにつきましては、この調査の根拠となっております、人権施

策基本方針というのが皆様のお手元に、資料の8でございますけれども、これにつきまして、今回の調査の結果に基づきまして、これを見直しをしなければいけないだろうと思っています。

その中に、それぞれの課題に対する推進方針というものが出て参りますので、そういったものも、ここの協議会で検討、私どもから提案させて頂きまして、検討して頂くようなことになろうかと思ひます

今回とくにまず調査をやろうということが主眼で、今回提案させて頂きましたので、人権施策の基本方針の改定等につきましては、次の次辺りにこちらの方から提出させて頂くような形になろうかと思ひますので、その場でいろいろな施策、県の推進方針というものもご議論頂いたらいいかと思ひております。

◎島田会長：

よろしいですか、どうぞ。

◎委員：

私の勉強不足もありまして、質問になるのか、少し説明をして頂ければと思ひて、意見だけでありますけれども、今度除外される設問の中に人権全般の、アイヌの人々がありますけれども、この意識調査の結果で見ると、あまり問題がなさそう、あるいはわからない。わからないのが一番多いんですが、この、差別されているかどうかわからないというのは、これは身近に無いものだからそう考えられているというのはありますけれども、その人々の存在そのものは今どこまで意識がされているのか。

例えば学校の勉強がどこまで、歴史であるとかそういうものをどこまでやるかによると思ひうんですね。

ですから、わからないという答えはむしろ、私にはわからないというところであると思ひます。

これは日本人は一見、均一には見えますけど、多民族国家であることには間違ひないということも考えると、こういう問題が、差別されていないんだけど、こういう人たちがいらっしやると、それを認識させられるような何かの、こういった調査で反映できる質問が無いのでありましようか。

◎事務局：

無いと答えた方がここの設問のところで、もうそれで質問に答え

るのが終わったら、何も啓発にならないと思うんですが、後の項目をじっくり読んで頂いて、回答して頂くことも一つの啓発かなとも思っておりますので、それが具体的にどういう質問項目でというのはなかなか、今回、考えていないんですけど、この調査自体も一つの啓発だというように思っております。

◎委員：

気になった理由の一つには、要するに、例えば外国人の問題が取り上げられようとしてますが、そういう立場の人々が、どういう意識か、日本の中でも様々な民族がいるというそういう意識が強ければ、外とみられる者に対する偏見の方は若干和らぐのではないかなという、そういう感想です。

◎島田会長：

他にございませんか。

◎委員：

サンプル数が3,000になったという根拠はよくわかったんですが、回収率が平成14年度49.9パーセント、50パーセントを下回っています。

だいたい50パーセントと仮定されているんですが、こういう調査の場合、50パーセントぐらいだったら上等と考えるべきでしょうか、それを教えて頂きたいということと、それから文章を見ていると、無作為で抽出するということになると、非常に難しい言葉が多くて、横文字もありますし、用語集も付いていますが、例えば用語集の性同一障害等を見ますと、かえって難しいように、一般の方でも、これはなかなか、例えば80歳ぐらいの方はこれを読んでもわからないと思うんです。

だから何かもっといい方法がないかなという思いがします。

それとこれはもう一つ、お願いですが、先だっの裁判員制度のときにあったんですが、全盲の方にこの調査が行くという可能性もありますよね。

それから、例えば体が不自由で書けないという方もいると思います。

そういう方が、自分はもう書けないからということであきらめてしまうということ自体、非常に残念だと思いますが、しかし全盲の方に行くかどうかわかりませんよね、そこの辺りも残念ながら、そ

の方にはあきらめて頂くということになりますか。

あるいは、一言、もし手助けが要れば、県の方から派遣しますということを書いて頂けたら、一人を、ギブアップする方がいないんじゃないかなという思いもします。

そこまで綿密にしなくても、一応調査をしてということでしたらかまいませんけれども、今の時代はお金を使って、労力を使ってやるのだったら、それなりの成果を上げないと、やりまただけだったら通らないんじゃないかと思います。

ぜひ、そういう心遣いをお願いしたいと思います。

◎事務局：

決して50パーセントで納得をしているわけではありませんけど、一応比較をして、50パーセントであっても、5,000人と3,000人とはそれほど誤差が無いということです。

統計上そういうことですので、仮に50パーセント、それは認めたくありませんが、督促なり、何なりの方法をお願いして、やるつもりにはしておりますので、できるだけ回収率は上げたいと思っております。

それから、用語集ですが、我々も今回初めてのことで、ご指摘の点があれば、全面的に直すつもりでもおりますので、いろいろお知恵を拝借したいと思っておりますのでぜひこういう点、このところを直したらとご指摘を頂きたいと思っております。

最後の、全盲の方、体の不自由な方のことでございますが、前回もたぶんそういう方は、我々も、身近に代筆でもして頂けるような方がいればというふうなところしか、知恵が回っていないという感じでございますので、それを案内文のところに、そういう方に身近にいれば代筆をお願いする、そういうお尋ねを頂きたいというような文字を付けるかどうかですが、それをちょっと検討させて頂きたいと思います。

それは、あくまでもご本人の意思を代筆するものですから、別の方の意思は関係ないということです。

◎委員：

高知県人権施策基本方針というのが資料の8であるんですが、結局これに基づいて調査をされると思うんですが、新しく加わってきた項目というのがありますよね、今回、人権問題として。

それで、そういったものについては今後、この中にもくわえられ

ていくという方針なのかということの一つ伺いたかったです。

後、別に、感想めいたことになるんですが、刑を終えて出所した人については、高知の中では、社会が狭くて、私も刑事弁護をかなりやっているんですが、必ず新聞報道されて、知れ渡るというか、地域の中ではわかってしまうというところがあって、これは地方の社会ではかなり大きな問題も生じるのかなというふうには思っています。

地域生活定着支援センターというのが発足したということで、それに関しても、利用方法とか、もっともっとPRというものがなされれば、たいへんありがたいなということを感じております。

以上です。

◎事務局：

新たな人権課題につきましては、一応問いの3で皆様に投げかけを致しまして、それで次回の個別の質問とするかどうかは、次の段階で検討させて頂くという形にしています。

前回の、今回新たに追加しました、刑を終えて出所した人等も今回出させて頂いていますので、とりあえず1回、関心のある結果で個別の設問にするかどうかは検討させて頂きたいと思います。

◎委員：

一つに、何人かの方が質問されました、当事者の人権に対する関心、意識と一般の人の意識の違いというのは、大切な調査の分析の視点だと思います。

前に調査されたこのデータが、けっこう厚いので、きっと全文を読むと今日出されたこれまでにはない調査報告、全部を読むと、例えば女性の問題にしたら女性はどう考えているか。

男性と比べて女性はどう考えているか。

高齢者は、実際高齢者と他の集団ではどちらかか分析をなさっていらっしゃると思うんですね。

高齢者から見たときにどういうふうに思うかというのは、もう既にデータではあるし、分析の仕方に出て来るし、女性もそうだと思います。

そういう意味で分析をされて、当事者意識、女性が全員人権侵害を受けているわけではないにしても、女性が女性の問題としてどう考えているかという問題があると思います。

そのデータをサマリーにされるといいなと思います。

そういう意味では、今度の新しいことで、削除されたところがあって、私は面白いなと思っていたんですが、この前回の調査の、県民意識調査の中の２ページ目、人権侵害の経験をした人としていない人を調査にかけていますよね。

している人はどう考えるか、そしてそうでもない人はどういうふうに考えたかで、対応が違っているんですね。

今、これは調査がまずくて、片方は複数回答ができるのに、片方は１つしか回答ができないので、比較できないんですね。

２ページの下の結果とそれから３ページ目の一番上の結果です。

比較できないのであまり意味が無いということで、新しい質問項目から削除されているんですけど、これは人権侵害をされた当事者とそうでない人との比較ができるいいチャンスだったと思うんです。

同じように説明しておけば、設問の仕方が同じだったら複数回答で、自分だったらどうするだろうかというのをいくつか考えるというのできるんじゃないかと。

今回削除されているとなると、これはわからなくなる。

前との比較のデータとしてはあまり良くないからということもあるかもしれないんですが、どこか当事者とそうではない人とを意識しながら調査していくという先ほどからのご意見を大事にした設問の仕方を考えなければいけないと。

私は子どもが別の委員がおっしゃったように、世界で見ると、子どもには、子どもに直接訊いているんですね。

子どもが発言する機会がたくさんあります。

子どもの憲章を国連が制定してから、あちこちの世界の会合でいうと、子どもたちが来て、子どもたちが発言している。

そして、その発言を聞いていると、私達は子どもを守らないといけないような大人の錯覚があって、ある種の錯覚、本当は、それもあります、でも、子どもたちは別の思考をするというのがはっきり出て来ていて、その経験で、さっき別の委員がおっしゃられたような、そういうことが今でもずっと続いているかと思います。

そういう意味で、例えばH I V感染者だとか、刑を終えた方々とか、当事者の意見は直接的には訊きにくい集団というのはありますが、ですから、一応私は、子どもたちにこういう調査をかけてみてはどうかなと。

子どもたちは自分の人権をどう思っているんだろうか、別に子どもの問題を大人だけで解決するわけではないので、そういうことも将来考えてみてはどうだろうかというふうに思います。

◎島田会長：

先ほど別の委員さんも子どもの関係でご発言がございましたが、むしろ子どもの権利条例の関係のフォローアップとも相関連するのではないかなという気がしないでもないのですが、何か事務局の方でございますか。

昨日社会福祉大会をやっておりまして、発表の中で瀬戸内海のある町では、子どもがその地域の振興計画に関わってつくったという話が出てましたが。

◎事務局：

所管の少子対策課に伝えます。

◎島田会長：

こういう意見があったということを、セットして、活かす方法を考えて下さい。

◎事務局：

はい、少子対策課と考えさせていただきます。

◎委員：

これもまた無知から出た新たな質問かもしれません。

最初のご説明ではこの意識調査を今後10年ごとに行っていくという説明がありました。

その理由としては人の意識はそう簡単には変わらないということだったんですけど、考えてみますと、今の情報の速さを考えると、果たしてそうでしょうか。

若干10年後には別の問題になっていて、今の問題は古くなっている可能性もあります。

私、用意して頂いた中で、ぜひ一度は訊いてみたかったんですけど、人権の全般の問3の14、北朝鮮当局による拉致問題等々となっておりまして、これは逆にニュースとしては最近はあまり流れないですけど、非常に国民の関心の高い話題であったんですけど。

これはあくまでも一つの例ですけど、世の中の問題が今ますます複雑になっていくのと同時に、その情報が速くいろいろなところに伝わるので、おそらくたいへんなご苦労をする調査でもあり、また予算の問題がそれに関わっているのではないかというふうには想像はできますけれども、できることなら、むしろ例えば5年に1度、

少なくとも中間報告などのような形では、何とか情報を集められないものでしょうか。

◎事務局：

10年ぐらいではなかなか、悠長ではないかというご意見だと思いますが、県では毎年県民世論調査というものをやっております、これを研究的な調査報告に随時入れていくことができます。

それからそれぞれ所管課の各課も調査を、毎年やろうと思えばできますので、もし緊急的な新しいものがあれば、そちらの方で対応していくべきではないかと私も考えております。

◎委員：

少し一言。

用語になりますが、今回の調査はこれでだいたい走っているようですが、別の委員からも子どもから見た調査、これは新たな情報ですが、一つ今回がっかりしましたのは、人権に関する県民調査、人権ということはよくつかわれる。

最近は人命ですよ。

人命に対する意識というか、こういうのが非常に荒廃しています。

例えば今こうやったらこうなるという想像力の低下とか、よく言うんですけど、例えば刃物で人を刺したらどうなるか。

そういうものが意識が全然変わっているんですよ、昔と。

僕達の子どものとき等、刃物を持って喧嘩して相手を刺したらどうなるか、これは一例ですけど。

今一番ほしいのは人命尊重ですよ。

人権の尊重、これも確かに、人権と人命とどう違うかということがありますが、機会があれば、これは教育問題等、いろいろあると思うんですけど。

今の社会で一番、高齢者や人を殺して、そういうような風潮に対する提案というのは急がれるような気がするんです。

幸い、高知ではそういう事例は得られないですけど。

機会があれば、私、しょっちゅう人権啓発センターに言っているんですけど。

究極、大事なものは人の命ですよ。

もう一つ、長年、30年ぐらい関わっているんですけど、人権意識調査というのは確かにずいぶん変わっているんですよ。

それは20年、30年。

人権意識の向上、これは素晴らしい。

そう思うんですけど、ただ実態とかけ離れているんですよね。

本音と建前、建前上でいえば、非常に人権感覚が進んでいるんです。

これ今、女性差別をしていいか、誰もいない。職場の中なんかでは。

頭の中ではわかっているけれども、意識の中で改革されていない。

これは同和問題もそうです、結婚問題が出ていますが。

同和差別をしてはいけない。

これは長年の教育が徹底したけれども、実態としては果たしてどうなのか。

ここに人権の大きな課題、各項目はありますよ、女性差別にしても、障害者差別にしても高齢者にしても。

その辺のところをどうつきつめていくかというところを本当に知りたいんです。

そうしないと、本当の行政の改革には結び付いていかないのではないかと最近実感しておりますので、一つ人命の問題も含めて、今回とは別でいいですから、県民世論調査等もありますよね。

そういうところでぜひ広げていって、人の命の大切さというところまで訊きこんでいってほしいと思います。

これは意見ではなくて、要望でございます。

お願いしたいと思います。

以上です。

◎委員：

仕事と家庭の両立についての中で、私なりに感じたことをお話しさせていただきますと、私、実は、次女が今、福祉施設に勤めておりまして、幸いその施設は、ご覧の資料を見させて頂いたときに、唯一県内では託児所があったり、育児のできる環境の中で働かせてもらってしまして、とても働きやすい環境であるということに初めて気が付きました。

なかなか福祉の現場では、夜勤があり、長時間の労働があったりして、たいへんな職場なんですけど、なかなか子育てというのがたいへんなんですけど、私も自分が福祉施設に勤めまして、お守さんにあずけて仕事をしたという経験がありますけれども、今の時代施設内に託児があつて、いつでも子どもをあずけられて、また安心して仕事ができるという環境がたいへん少ないと思う中で、こういう

啓発をして頂きたいなというふうに感じています。

実は私、グループホームの調査等にも、外部評価の調査等にも行かせてもらっていますが、現実若い働いている方が、本当に頑張っていておられるんですけれども、結婚もなかなか踏み切れない、子育てもたぶんそうだと思うんですけれども、そこらあたりの環境が整ったら、きっと、子育てもでき、結婚生活もするという意欲が湧いてくるんじゃないかというふうに感じるが多々あります。

調査の中で一定話を、職員さんとお話をさせてもらう中で、いつも訊くことなんですけれども、「職員さんですか」と訊くと、「職員です」と言うんです。

よくよく突き詰めて訊いていったら、「1年契約の職員です」というふうな感じの職員さんが、たいへん多いんです。

だから1年、契約期間が満了したら、再雇用、再雇用があるから職員には違いないんですけれども、実態としては1年で満了されていると。

その辺りで、10年、20年勤めても、退職金もないというような状況がうかがえました。

私達の働いてきた働き方というのは、同じ職場で一生懸命長年勤めて、務め終えたときには年金があり、退職金があり、というような計画的な生活設計というようなものができたと思うんですけれども、今の若い方はなかなかそういう生活設計のできない状況にあるんだなと感じております。

だから労働の問題もそうでしょうけれども、育児、結婚、そういうものにも結びついて来ているような気がするんです。

そこの辺りで、若い人は、長年続けてきた。それが当たり前の普通ですよ、みたいな、福祉の現場ではこういう働き方が普通ですよ、みたいな。何か、「えっ？」というような思いが私達にはあるんですけれども、あまり違和感を感じられていないのかなというふうに思う中で、やはりこれからの若い方の生活設計のできるような職場というものが、何とか作り上げられないものかなとしみじみ感じます。

だから子育て支援と簡単に言われますけれども、子育てのたいへんさというものももう少し現実的に考えてあげる施策というものがほしいというふうにいつも感じております。

その点、もっともっと事業者の方にも子育てということを理解して頂いて、どうやったら若い人が子育てをできるかということを真剣に応援していただけるような考えを持って頂けたらいいなというふうに思います。

すみません、アンケートから離れるかもしれませんが、今現実には、自分の子どもたちの状況を見ながら、それから現場で見させていただいた皆さんの状況を考えると、切実な問題だなと感じておりますので、よろしくをお願いします。

◎島田会長：

お話があったことは県の少子化対策推進県民会議というところで、民間の会社の人たちにも入ってもらって、今一生懸命やっておりますけれども、なかなか難しい課題とも思っています。

少子対策課の方に、お話の件をお伝えしたいと思っています。

◎委員：

調査表2ページの間4、副問1のところですが、今産業界で問題に、人権として問題になっているのは左のセクシャルハラスメントともう一つがパワーハラスメントなんです。

パワーハラスメントについては人権問題としてとらえることができないから、報告から除いたとか、気が付いていないから入っていないのか、我々は、実はパワーハラスメントというのは大きな問題でして、男女問わずにパワハラがあるんです。

ですから、この項目で、一項目、パワーハラスメントを追加して頂くわけにはいかないですか。

◎事務局：

我々もそれを考えたんですが、4番のところに入るかなと思って、入れたんですが、パワハラというものを追加ということであれば、当然検討致します。

◎委員：

4番とは若干意味合いが違いますので、会社とかいう組織の中での、権限的に嫌がらせをするとか、最終的には退職に追いやっていくとか、本人が退職を迫られるということで、非常に人権が傷つきながらやめざるを得ないという結果になっていますので、ぜひ項目として押して頂けたらというお願いでございます。

◎委員：

私もパワハラ、すごく気になっていまして、大学等でも、これ、今の段階だと、例えば新しい間4の副問1に入れられないだろうか

と。

どんな人権が侵害されたかと経験を問うときにパワーハラは身近な経験なので、「上等等のパワーハラスメント」というのを入れたらどうかと思います。

◎事務局：

その方向で検討させていただきます。

◎委員：

女性問題の問10、新しい問10の項目を見ていて、旧の問の項目も同じことなんですけど、結果を見ると上位5の女性に関する人権の問題の中に、上がってこないのが、新しい項目ではないんですが、前からある項目なんですけど、7番目、8番目、9番目なんです。

これはいわゆる、情報の中に女性のヌードとか、水着姿とかいうのがある、アダルトDVDとか、そういうのがあるんですが、これはすごく細分化して書かれているんですね。

ところが、職場における差別待遇は、さっき言われていた同じ職場の中で、男性に比べて女性は経済的な意味からも、地位的な意味からも差別待遇を受けるだけでなく、さっき介護のお話をなさっていましたが、介護だとか、看護だとかはかなり改善されて来ているんですが、女性が主な職業の場合はそもそもに差別待遇があるんです。

男性がそもそもに主な職業は給料が高いんだけど、同じように昔から女性を主とした職業、介護は今男性も入っているんですが、イメージ的に女性の職業に近いところ、または女性がもともと担っていた仕事に近いところをみると、始めから差別待遇がある。

だから職場と言ってしまうともう1つの職場の中の男性と女性の待遇の違いということになってしまうんだけど、職業としての差別待遇というのがあるので、この7、8、9辺りをこんなに細かく書くんだったら、これを一つに。情報系ですよ、広告とか、雑誌とか、ビデオとか、情報系なので、もう少し、いくつもいないんです。

むしろもっと細かく、さっき言われていたような女性の職場の問題、職業的差別の問題を挙げられたらいいかなと思います。

◎事務局：

貴重なご意見だと思いますので、これは国の調査をそのまま転記

させて頂いておりますので、こういう結果になってしまいました。
今頂いたご意見を検討させて頂きたいと思います。

◎島田会長：

はい、ありがとうございました。

◎委員：

犯罪被害者の会に関係しておりますので、犯罪被害者の新しい質問項目の中で、2次被害であるものがたくさん書かれているんですけども、重箱の隅をつつくようで申しわけないですが、5番の、事件のことを思い出したり、周囲にうわさ話をされたりして、それで傷つくんですね。

もう一つ、転居を余儀なくされるというもの、これは別々の問題。

うわさ話でいづらくなって、転居するとか、あるいはうわさ話だけでも非常に傷つくものですから、これは2つ、別々の問題にされたらどうでしょうか。

◎事務局：

わかりました、その方向で分けるように、検討してみます。

◎委員：

心の問題があまり入っていない、ここの辺りが一番。

人にうわさ話が、マスコミの報道が入っていますが、結局は誰が言っているのかわからないけど、周りの声とか、そういうことが気になるというのがあって、心情だと思いますので、一番嫌なことはどうしてと訊かれる、どうしてそんなことを言ったの、どうしてそんな時間にとか、そうしてあるいは身内からも、家族からどうしてと訊かれることもすごく傷つくんだそうです。

ところが周りの人はあまり気が付かない言葉なんですけど、相手を責めてるようになる。

◎島田会長：

はい、ありがとうございました。

他にございませんでしょうか。

一応予定の時間も迫ってきていますが、他になれば。

そうしますと、再調査というのが何点か、H I Vのこととか、子どもとか、あるいは女性の問題でありますとか、パワハラとか、い

ろいろ出ましたが、再度年を明けて会をやるというのか、あるいは私と稲田副会長さんと事務局に任せて頂いて、正案とする方法がありますが。

どちらでよろしいでしょうか。

お任せ頂いてよろしいですか。

それでは、そういうことで、結果をお知らせすることと致します。

以上で議題となるものは終了致しましたが、この際でありますから、他に何かご意見がありましたら、お話を頂きたいと思います。

それでは、とくに無いようでしたら、これを持ちまして、今年の1回目の委員会を閉会と致します。

12月4日には人権フェスタ、中央公園になりますか、ぜひお時間のある方はご参加をお願いしたいと思います。

どうも今日はありがとうございました。